

令和4年度第20回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和4年11月17日 (木曜日)
開催場所 委員会室
開始時間 午後 1時30分
終了時間 午後 3時00分

庁議内容	
付議	1 「国立市第三次地域福祉計画(素案)」について
	2 「(仮称)国立市マンション管理適正化推進計画」の策定について
	3 国立市子ども基本条例の骨子案・素案について
報告事項	4 国立第二小学校改築工事実施設計概要について
	5 国立市健康まちづくり戦略基本方針(骨子案)について

出席者(15名)

庁議メンバー (14名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長
代理出席者 (1名)	教育総務課長(教育部長代理)

【付議】

- 「国立市第三次地域福祉計画(素案)」について
・説明員:福祉総務課長
<内容>
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
 - 「(仮称)国立市マンション管理適正化推進計画」の策定について
・説明員:都市計画課長
<内容>
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
 - 国立市子ども基本条例の骨子案・素案について
・説明員:子ども家庭部参事
<内容>
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
- ## 【報告事項】
- 国立第二小学校改築工事実施設計概要について
・説明員:教育施設担当課長、建築営繕課長
<内容>
国立第二小学校改築工事の実実施設計の概要について報告を行った。
 - 国立市健康まちづくり戦略基本方針(骨子案)について
・説明員:地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
<内容>
国立市健康まちづくり戦略基本方針(骨子案)について報告を行った。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年11月17日開催）

付議事案名：「国立市第三次地域福祉計画（素案）」について

提案課 健康福祉部 福祉総務課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

令和3年11月から令和4年10月にかけて8回の地域福祉計画策定委員会を開催し、国立市第三次地域福祉計画中間答申を作成した。これを受けて、「国立市第三次地域福祉計画（素案）」とし、庁内合意を得るため、庁議に付議する。

2. 経過及び現状

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画で、平成30年度に策定した第二次地域福祉計画の計画期間が令和4年度に終了することに伴い、これまでの計画を見直し、令和5年度から令和10年度までの6か年計画を策定する必要がある。

3. 具体的な措置

令和3年11月から令和4年10月にかけて8回の地域福祉計画策定委員会を開催し、国立市地域福祉計画（素案）を作成し、国立市地域福祉推進本部で計画素案を確認した。令和4年度中に計画素案をもとにパブリックコメント及び市民との意見交換会を経て、計画策定するものである。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

特になし。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年11月17日開催）

付議事案名：「（仮称）国立市マンション管理適正化推進計画」の策定について

提案課 都市整備部 都市計画課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行（施行日令和4年4月1日）に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第1項に基づき、「（仮称）国立市マンション管理適正化推進計画」を策定することについて、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

2. 経過及び現状

令和2年6月 改正法の公布
令和4年4月 改正法の施行

以後、担当課において新制度理解、課題の抽出、推進計画の検討

3. 具体的な措置

広く市民を対象に意見聴取を図りながら令和4年度中に計画を決定し、公表する。
令和5年第1回定例会に管理計画の認定事務にかかる手数料徴収条例の改正案を提出する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

特になし。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年11月17日開催）

付議事案名：国立市子ども基本条例骨子案・素案について

提案課 子ども家庭部 児童青少年課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

国立市子ども基本条例の骨子案・素案について、庁内合意を図ることを目的に付議するものである。

2. 経過及び現状

児童青少年課において条例の構成を検討、同時に子ども・大人を対象とした子どもの権利に関するヒアリング、市立小中学校の教職員を対象とした子どもの権利に関するアンケート調査を実施。骨子案・素案を作成後、有識者のスーパーバイズを受け、内容について調整した。

令和4年5月 庁議報告 令和4年6月 第2回定例会 常任委員会報告
令和4年11月 庁議付議 令和4年12月 第4回定例会 条例案提出

3. 具体的な措置

令和5年第1回定例会に提案する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・子どもを対象としたアンケート調査について、年代に偏りがあるように感じるがいかがか。
→ 継続してヒアリング・アンケート調査等を行う予定である。
- ・他市の制定状況及び国立市における特徴的な部分はなにか。
→ いくつかの自治体で制定されている。国立市において、市の幼児教育推進とあわせ、「子どもの豊かな学びの環境の向上」について厚くしているところ。

【指示事項】

- ・子どもの権利に関する条約、法律、都条例、市条例の体系的な整理を行うこと。
- ・子どもの権利のあり方を示していくものになるため、子ども家庭部のみではなく、各部局において検討を行うこと。